

— 企業のみなさまへ —

「施設外就労」で、人手不足の課題を解決しませんか？

人手が足りない、と思っている企業・人事のみなさまへ

「働きたい！」と思っている障害者の方たちがいます。

障害者雇用だけではなく、「施設外就労」という仕組みを始めてみませんか？

【施設外就労とは？】

- 業務の一部を障害者施設に委託する形態で、労働基準法の「業務請負」にあたります。
- **障害者就労支援事業所と企業間で、請負作業に関する契約を締結して取り組みます。**
- 支援スタッフ1名+障害者数名のグループで仕事を行います。（清掃・除草・消毒等）
- **障害者の方への指示や指導は、同行する事業所の支援スタッフが行います。**

障害者就労支援事業所

働きたい！
様々な業種で
仕事を体験したい！



【施設外就労に取り組むメリット】

- 作業受託による工賃の向上
- 近隣住民と関わる喜び
- 経験を積むことで仕事の幅が広がる

請負契約

労働力の提供
(作業の実施)

作業報酬

民間企業等

短時間でも
人手が欲しいな



【施設外就労に取り組むメリット】

- 労働力不足の解消
- 社会福祉への貢献
- 業務委託先の選択肢が増える

施設外就労のコーディネーター

群馬県障害者施設等共同受注窓口事務局

ぜひ一度、共同受注窓口へご相談ください。

地域の障害者就労支援事業所をご紹介します。

【問い合わせ先】

群馬県社会就労センター協議会・群馬県障害者施設等共同受注窓口
電話：027-212-5510 Mail：info@gunma-kyodo.jp